

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

〔一般社団法人 神戸市手をつなぐ育成会〕

神戸市監査委員	櫻	井	誠	一
同	守	屋	隆	司
同	川	内	清	尚

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した平成 24 年度財政援助団体等監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監 査 の 対 象

一般社団法人神戸市手をつなぐ育成会（以下「育成会」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの財政援助に係る出納その他の事務で、主として平成 23 年度執行の事務

2 監 査 の 期 間

平成 24 年 8 月 20 日～平成 24 年 12 月 21 日

3 監 査 の 方 法

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団 体 の 概 要

設立の趣旨

育成会は、本市内に在住する知的障害者の保護者等が一致団結して、知的障害者のための社会福祉環境の向上を図るとともに、知的障害者がより広く理解されるよう啓発し、もって知的障害者及び家族の福祉増進に寄与することを目的として、昭和 32 年 12 月に「手をつなぐ親の会」が設立され、同 39 年 6 月に「神戸市精神薄弱者育成会」と改称し、同 50 年 8 月には社団法人とし

て認可された。その後、平成 9 年 5 月には「神戸市手をつなぐ育成会」と改称し、同 23 年 10 月に一般社団法人へと移行している。

なお、平成 23 年度末における会員数は 1,020 人である。

本市との関係

補助金

平成 23 年度は、知的障害者自立訓練事業補助金として 7,313 万円(当初交付額 7,816 万円から補助金返還金 502 万円を控除した額)、在宅知的障害者自立推進事業補助金として 103 万円及び心身障害者福祉団体補助金として 54 万円を交付している。

事業の概要

育成会の所在地は、長田区御蔵通 4 丁目 205 番の 2(育成会会館内)である。

本市からの補助に係る育成会の事業等の概要は以下のとおりである。

知的障害者自立訓練事業

18 才以上の就労困難な知的障害者に対し、就労のために必要となる訓練を行うことによって、広く社会的自立を促進することを目的としている。

対象は、障害福祉サービス事業所等の施設援護を受けていない在宅の知的障害者であり、本市から指定された施設において、指導員の指導・監督のもと訓練を行っている。なお、訓練生の勤労意欲を高めるため、訓練生手当を支給している。

在宅知的障害者自立推進事業

在宅の知的障害者が自宅や親元を離れ宿泊体験を通じ自立した生活をめざすプログラム(以下「生活移行体験プログラム」という。)を実施することにより、「親あるうち」に「親なき後」の自立した生活や具体的に必要な支援を模索することを目的としている。

この生活移行体験プログラムの実施に要する経費のうち、利用者 1 名につき 1 泊あたり 13,980 円を補助している。

心身障害者福祉団体補助金

心身障害者の福祉対策等に関する調査研究及び広報宣伝、関係機関・団体との連絡提携並びに交流等育成会の自主的活動を促進し、より充実したものとするために援助を与えることを目的としている。

補助に係る 知的障害者自立訓練事業及び、在宅知的障害者自立推進事業の業務量の推移は、第 1 表のとおりである。

第 1 表 業 務 量 の 比 較

項 目		平成23年度	平成22年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
知的障害者自立訓練事業 訓 練 生	年 度 末 人 数	49名	51名	2名	3.9
実 施 場 所 別 内 訳					
灘在宅福祉センター	年 度 末 人 数	3名	3名	0名	0.0
兵庫在宅福祉センター	"	1名	1名	0名	0.0
長田在宅福祉センター	"	3名	3名	0名	0.0
西在宅福祉センター	"	2名	4名	2名	50.0
ひよどり台ホーム	"	5名	3名	2名	66.7
丸 山 地 区	"	16名	18名	2名	11.1
西部在宅障害者福祉センター	"	5名	6名	1名	16.7
ひまわり学園	"	3名	3名	0名	0.0
本山保育所	"	3名	3名	0名	0.0
八幡保育所	"	3名	3名	0名	0.0
たちばな保育所	"	3名	2名	1名	50.0
総合児童センター	"	2名	2名	0名	0.0
指 導 員	年度末配置人数	21名	20名	1名	5.0
在宅知的障害者自立推進事業	利 用 者 数	5名	3名	2名	66.7
	延 宿 泊 日 数	74日	59日	15日	25.4

収支状況

育成会の会計は、法人会計、実施事業等会計及びその他会計（自立訓練補助事業等）に分かれているが、本市からの補助金に係る収支が独立した会計になっているのは、知的障害者自立訓練事業補助金に関する自立訓練補助事業会計のみである。

育成会の各会計を合計した全会計の収支状況は第2表正味財産増減計算書のとおりである。

また、自立訓練補助事業会計の収支状況は第3表収支計算書のとおりである。なお、消費税処理は税込処理である。

第 2 表 正味財産増減計算書（全会計総括表）

(単位 金額：千円)

科 目	平成 23 年度		平成 22 年度		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 率	金 額	構 成 率		
経 常 増 減 の 部						
(1) 経 常 収 入 の 部	131,857	100.0	130,938	100.0	919	0.7
受 取 会 費	17,857	13.5	18,958	14.5	1,101	5.8
受 取 補 助 金 等	91,637	69.5	94,850	72.4	3,213	3.4
(うち神戸市補助金)	(79,742)	(60.5)	(83,114)	(63.5)	(3,372)	(4.1)
そ の 他 収 入	22,362	17.0	17,130	13.1	5,232	30.5
(2) 経 常 費 用 の 部	124,521	100.0	120,461	100.0	4,060	3.4
事 業 費 支 出	105,160	84.5	90,294	75.0	14,866	16.5
(うち神戸市補助金にかかる費用)	(79,537)	(63.9)	(83,009)	(68.9)	(3,472)	(4.2)
管 理 費	14,362	11.5	30,045	24.9	15,683	52.2
(うち神戸市補助金にかかる費用)	(205)	(0.2)	(105)	(0.1)	(100)	(95.2)
そ の 他 費 用	5,000	4.0	122	0.1	4,878	ほぼ皆増
当 期 経 常 増 減 額 (A = a - b)	7,335	-	10,476	-	3,141	-
【 経 常 外 増 減 の 部 】						
(1) 経 常 外 収 入 (c)	6,000	-	-	-	6,000	皆増
(2) 経 常 外 費 用 (d)	6,000	-	-	-	6,000	皆増
当 期 経 常 外 増 減 額 (B = c - d)	0	-	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額 (C = A + B)	7,335	-	10,476	-	3,141	30.0
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高 (D)	147,715	-	137,238	-	10,477	7.6
一般正味財産期末残高 (F = C + D + E)	155,050	-	147,715	-	7,335	5.0
指 定 正 味 財 産 増 減 の 部						-
当期指定正味財産増減額 (G)	-	-	-	-	-	-
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高 (H)	-	-	-	-	-	-
指定正味財産期末残高 (I = G + H)	-	-	-	-	-	-
正 味 財 産 期 末 残 高 (J = F +)	155,050	-	147,715	-	7,335	5.0

第 3 表 収 支 計 算 書（自立訓練補助事業）

(単位 金額：千円)

科 目	平成 23 年度		平成 22 年度		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 率	金 額	構 成 率		
(1) 収 入 の 部						
補 助 金 収 入	78,167	100.0	81,749	100.0	3,582	4.4
諸 収 入 合 計	7	0.0	8	0.0	1	12.5
	78,174	100.0	81,757	100.0	3,583	4.4
(2) 支 出 の 部						
訓 練 生 経 費	24,127	30.9	23,519	28.8	608	2.6
(うち訓練生手当)	(20,828)	(26.6)	(20,290)	(24.8)	(538)	(2.7)
指 導 員 人 件 費	44,923	57.5	44,514	54.4	409	0.9
需 用 費	4,096	5.2	5,306	6.5	1,210	22.8
補 助 金 返 還 金	5,028	6.4	8,418	10.3	3,390	40.3
支 出 合 計	78,174	100.0	81,757	100.0	3,583	4.4
差 引 計	0	-	0	-	0	-

5 監査の結果

本市からの補助金に係る出納その他の事務について監査した結果、事業は補助金の交付目的を達成しているものと認められた。また、事務処理もおおむね適正に行われているものと認められたが、事務の一部について次のような改善を要する事例が見受けられたので、今後適正な事務処理に努められたい。

指摘事項

ア 補助事業の執行

知的障害者自立訓練事業における訓練生の選考手続き等にあたり、以下の事例が見受けられた。

選考委員会の設置及び開催

訓練生の選考にあたっては、現状では1ヶ月の実習を行い、その評価をもとに育成会の内部決裁により選考されている。しかし、本市の知的障害者自立訓練事業実施要領に基づき育成会が定める知的障害者自立訓練事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）では、「その適格性を判定するため、原則として1ヶ月の実習を行い、評価あるいは関係機関等の意見をもとに、会の選考委員会において選考するものとする。」と規定されている。

特段の事情がない限り、規定どおりに選考委員会を設置し、適正に処理すべきである。

訓練期間の更新手続

訓練生の訓練期間については、基本期間を1年間とし、実施要綱では、「1年以内の期間をもって更新することができる」と規定されているものの、退所届けが出されるまでは特段の手続きを経ず、そのまま更新されているように見受けられた。

更新にあたっては、規定の趣旨に則った更新手続を行うなど、適正な処理を行うべきである。

意見

育成会は、本市の補助事業である知的障害者自立訓練事業と本市の委託事業である知的障害者自立訓練事業（市立舞子墓園内清掃等事業）のふたつの事業を実施しているが、両者の事業内容は実質的に同じものである。

平成20年度監査においても「本市所管局においては、事業目的等に照らして、的確な事業手法に統一するよう検討されたい。」と意見を述べたところであるが、未だに結論を出していない。所管局においては、速やかに検討を進められたい。

まとめ

育成会は、本市在住の知的障害の子を持つ親の会として50年を超える活動実績のある団体であり、これまでも知的障害者の福祉向上のために就労をはじめ多様な取り組みを行い、本市における障害者行政の推進にも貢献してきた。平成24年度には、神戸市教育会館内に雇用と実習の場

としてワークカフェ（喫茶室）を，あるいは，育成会館内で短期入所事業（ショートステイ）を開始するなど活動の幅をさらに広げている。

親世代の高齢化等の課題のある中でも，知的障害者が家族とともに暮らしてきた地域で，これからもずっと安全・安心に自立して暮らし続けられるよう，会員相互はもちろんのことそれぞれの地域でのつながり，事業所や行政との連携等を一層強化し，障害者福祉の向上に引き続き寄与されることを希望する。

特に，本市の補助事業である知的障害者自立訓練事業を積極的に活用し，関係団体及び所管局と連携を図りながら，知的障害者の就労機会がさらに拡大していくことを期待する。

凡 例

- 1 文中で用いる金額は，原則として千円の位以下を省略し，万円単位で表示している。
- 2 各表中の金額は，原則として百円の位を四捨五入し，千円単位で表示している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は，百分率で表示し，小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は，次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが，単位未満のもの。
 - 対前年増減額及び率の場合は，零を含む。
 - 「 - 」 ----- 該当数値なし，算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
- 5 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。